

# 医療措置協定について

- 感染症法の改正により、都道府県が定める予防計画等に沿って、**都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みが創設された。**(施行日:令和6年4月1日)

法第36条の3 **都道府県知事は**、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の**管理者と協議し、合意が成立したときは**、厚生労働省令で定めるところにより、**次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結するものとする。**

- 1 ①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、④後方支援、  
⑤医療人材派遣、のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 2 個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 3 1・2の措置に要する費用の負担の方法
- 4 医療措置協定の有効期間
- 5 医療措置協定に違反した場合の措置
- 6 1・2の措置に係る必要な準備に係る事項
- 7 医療措置協定の変更に関する事項
- 8 その他都道府県知事が必要と認める事項

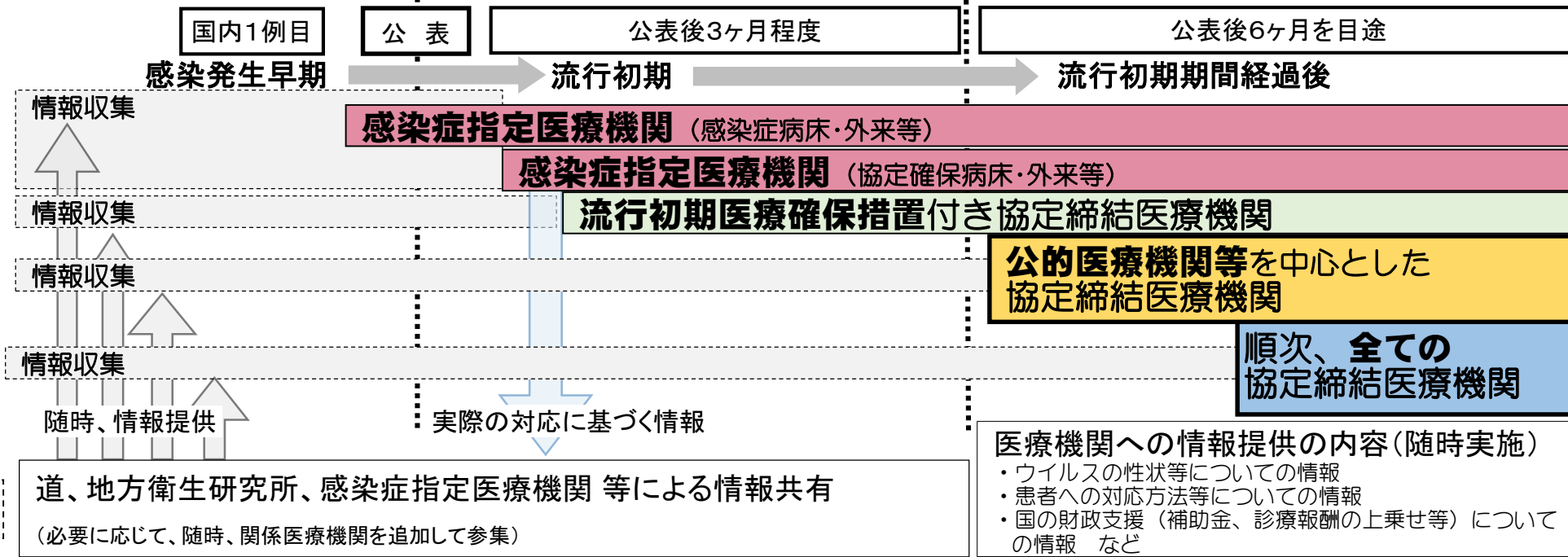
# 新興感染症の発生・まん延時における医療提供イメージ(国の考え方)

(参考)これまでの新型コロナ対策の状況(令和2年)

月日(令和2年)	1/28	2/1(公表)	3/30	8/1(公表6か月後)	12/7(公表10か月後)
療養者数(入院者数)	道内1例目発生	新型コロナを指定感染症とする旨の厚生労働省告示の施行	39名(39名)	96名(58名※)	2,261名(578名※)
重症者数	—		6名	3名	24名
感染発生地域	札幌市		石狩 ほか4振興局	石狩 ほか5振興局	全道
ウイルス株等	—		—	—	アルファ株、ベータ株
対応医療機関	第一種感染症指定医療機関	第一・二種感染症指定医療機関等	公的医療機関中心 (接触者外来 71か所)	公的・民間医療機関 (診療・検査医療機関 743か所)	

※確保病床への入院者数(感染症指定医療機関の感染症病床の入院者や院内クラスター対応分を除く)

## ■ 医療提供イメージ(国の考え方)



(感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針抜粋)

新興感染症発生の公表後の流行初期の一定期間(3箇月を基本として必要最小限の期間を想定)には、まずは発生の公表前から対応の実績のある当該感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定に基づく対応も含め、引き続き対応を行うとともに、各都道府県知事による判断に基づき当該感染症指定医療機関以外の流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結した医療機関も中心に対応していく。(中略)当該一定期間の経過後は、当該医療機関に加え、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等(公的医療機関等以外の医療機関のうち新興感染症に対応することができる医療機関を含む。)も中心となった対応とし、その後3箇月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していく。

# 新興感染症の発生・まん延時における医療措置について(国の考え方)

実施主体	都道府県の対応	医療措置内容	医療提供義務
<p>公的医療機関等</p> <p>（公的医療機関等とは「公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院」のことをいう。）</p>	<p>都道府県は、平時において、公的医療機関等に対し、当該公的医療機関等が新興感染症の発生・まん延時に実施する医療措置の内容を「通知」する。</p> <p>↓</p> <p>〈通知内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定締結の協議と併せて協議し、その結果を踏まえて「通知」する。</li> <li>・ 「通知」は協定に基づき講ずることとした措置の一部又は全部を想定し、当該協定を上回る内容を通知することは、原則、想定していない。</li> </ul>	<p>①病床の確保</p> <p>②発熱外来の実施</p> <p>③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察</p> <p>④後方支援</p> <p>⑤医療人材派遣</p> <p>のうち、1つ以上を実施することが求められている。</p>	<p>公的医療機関等は、新興感染症の発生・まん延時に「通知」に基づく措置を講じなければならない。</p>
<p>民間医療機関</p>	<p>—</p>	<p>都道府県と医療機関の管理者との間での協議に基づき、締結した協定の内容</p> <p>※平時に締結したもの</p>	<p>—</p>

# 医療措置協定の締結に向けた取り扱いなどについて(「国の考え方」)

## 1 協定締結に向けた協議

- ・ **全ての医療機関**に対して協定締結に係る**協議に応じることが義務づけられた**。(法第36条の3)

2 前項の規定による**協議を求められた医療機関**の管理者は、その**求めに応じなければならない**。

## 2 協定締結の主体

- ・ **医療機関(薬局・訪問看護事業所含む)との協定締結は、都道府県と医療機関の管理者との間で行う**。(法第36条の3)

1 **都道府県知事**は(中略)当該都道府県知事が管轄する区域内にある**医療機関の管理者と協議**し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「医療措置協定」という。)を締結するものとする。

## 3 協定締結事務

- ・ **都道府県と医療機関の間で協議が調った場合は、個別に協定締結の事務に入る**。
- ・ 協定の締結は、書面(電磁的記録を含む。)に行うものとしており、協定における「記名」は、直筆である必要はなく、**電磁的な方法による取り交わしでよい**と示されている。

※道の取り扱いは検討中

## 4 締結した協定等の報告・公表の内容・方法

- ・ **都道府県は、協定締結医療機関等に対し、協定に基づく措置の実施の状況等について、期限を設けて報告を求めることができる**、**医療機関等は、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない**。(法第36条の5)

2 **都道府県知事**は(中略)当該医療措置協定に基づく**措置の実施の状況**及び当該措置に係る当該医療機関の**運営の状況その他の事項**について**報告を求めることができる**。

3 **医療機関の管理者**は(中略)正当な理由がある場合を除き、速やかに、第一項各号に掲げる事項又は前項に規定する事項を**報告しなければならない**。

- ・ 公表にあたっては、患者の選択に資するよう、都道府県のホームページ等において、**協定内容を公表**する。
- ・ **新興感染症発生・まん延時には、例えば発熱外来について、診療時間や対応可能な患者(例えば小児等)など、患者の選択に資するような公表**を行う。

5 **都道府県知事**は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

<感染症法施行規則(第19条の3第3項)>

法第36条の3第5項の規定による同条第1項に規定する医療措置協定の内容の公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

# 医療措置協定の締結に向けた取り扱いなどについて(「国の考え方」)

## 5 協定内容を変更する場合の対応

- ・ 協定は**双方の同意に基づく**ものであることに留意しつつ、医療機関側の**事情変更等**があれば協定の**内容を見直す**協議を行うなど、**柔軟に対応**を行う。
- ・ **新興感染症発生・まん延時**において、**新興感染症の性状**のほか、その対応方法を含めた最新の**知見の取得状況**や、**感染症対策物資等の確保の状況**などが締結した協定の前提・内容(**事前の想定**)とは**大きく異なる事態**と、**国が判断**した場合は、それらの判断内容に則し、**機動的に対応**するものとする。

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(令和5年5月26日厚生労働省告示第202号告示)

「なお、実際に発生及びまん延した感染症が、**事前の想定とは大きく異なる事態**となった場合は、その感染症の特性に合わせて**協定の内容を見直す**など、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。「事前の想定とは大きく異なる事態」の判断については、新型コロナウイルス感染症への対応(流行株の変異等の都度、国の方針を提示)を参考に、国として、国内外の最新の知見や、現場の状況を把握しながら、適切に判断し、周知していく。」

## 6 協定の措置を講じていない場合の対応

- ・ 都道府県は、協定締結医療機関が**正当な理由なく**、協定の内容に基づく措置を**講じていない**と認めるときは、協定締結医療機関に感染症法等に基づく措置(**勧告→指示→公表等**)を行う。

感染症法第36条の4

都道府県知事は、公的医療機関等の管理者が、**正当な理由がなく**、次に掲げる措置を**講じていない**と認めるときは、当該管理者に対し、当該**措置をとるべきことを指示**することができる。

■「**正当な理由**」に該当するかの判断は、感染状況や医療機関等の実情に即し、都道府県が行うこととし、下記に該当する場合とする。

- ・ 医療機関等内での**感染拡大等**により、医療機関等の**人員が縮小**している場合
- ・ ウイルスの性状が協定締結時に**想定**していたものと**大きく異なり**、患者一人当たり**必要となる人員が異なる**場合
- ・ 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合
- ・ 都道府県及び医療機関からの情報の蓄積により、別途、国から示される協定が履行できない「**正当な理由**」の範囲に該当する場合
- ・ その他、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと認められる場合



# 【参考資料】国が示す協定書のひな形(抜粋)

病院・診療所ver

## 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(医療措置協定)書(案)

〇〇〇都道府県知事(以下「甲」という。)と〇〇長【医療機関の管理者】(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。)に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

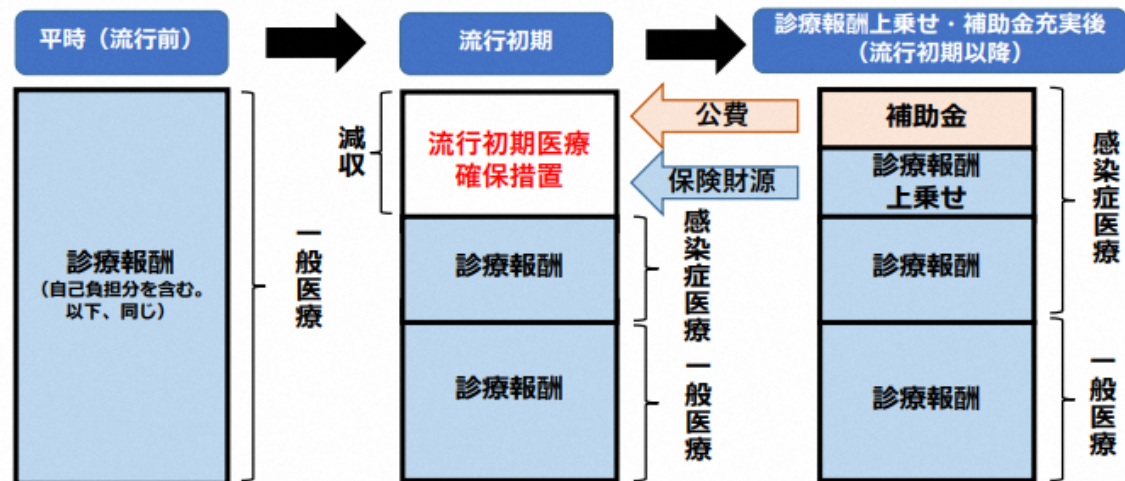
一 病床の確保(患者を入院させ必要な医療を提供)

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)	流行初期期間(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度)の対応
		対応の内容
即応化の期間	甲からの要請後速やかに(2週間以内を目途に)即応化すること。	甲からの要請後速やかに(1週間以内を目途に)即応化すること

# 【財政支援措置①】

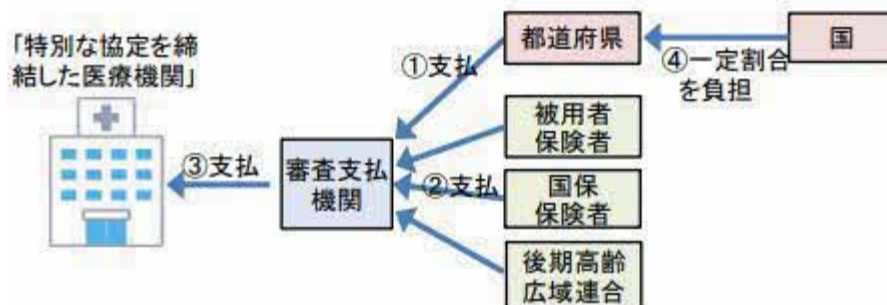
## 流行初期医療確保措置

- 一般医療の提供を制限して、流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに対し、**診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政支援**を行う。
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。**(減収補てん)**



## 流行初期医療確保措置の支払いスキーム(イメージ)

- ① 都道府県から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ② 各保険者から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ③ 審査支払機関から「特別な協定を締結した医療機関」に対し、支給対象月の2か月後に支払
- ④ 都道府県の支払い額の一定割合を国が負担





医療機関等に対する財政支援規定

- ✓ 医療機関等に対する財政支援に係る費用負担については、現行、補助・負担割合を規定しているものについては、それを前提とした上で、
- ① 設備整備については、対象施設に協定締結医療機関等を追加、
  - ② 宿泊・自宅療養者の公費負担医療及び流行初期医療確保措置（費用は公費1/2、保険者拠出金1/2という負担割合とする。）に関する負担規定を新設、
  - ③ 協定締結医療機関等が実施する措置に関する補助規定を新設する。

★印は負担規定

	感染症指定医療機関等の設備整備 (第60条等)	入院措置 (第58条第10号等)★	検査 (第58条第1号)★	建物の立入制限等の措置 (第58条第8号等)★	消毒等の措置 (第58条第5号等)★	宿泊・自宅療養者の医療 (新設)★	協定締結医療機関等が実施する措置 (新設)	流行初期医療確保措置 (新設)★
<b>現行</b> 国の負担・補助割合	1/2 (都道府県と折半)	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村で折半する場合、1/3)	規定なし	規定なし	規定なし
↓ 補助の対象機関の拡大						↓ 負担・補助規定の新設		
<b>改正案</b> 国の負担・補助割合	1/2 (※) ※ 特定・第一種・第二種感染症指定医療機関以外の協定締結医療機関、宿泊療養施設、検査機関を追加	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村が折半する場合、1/3)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県は1/4) ※公費の中での負担割合

※ 地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、地方債の特例規定の創設を含め必要な措置を検討。  
 (「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」(令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) 2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施)

# 医療措置協定に係る現時点での道の基本的な考え方

- 道では、今後、以下の基本的な考え方を「連携協議会」等に諮り、医療機関や関係団体等からのご意見を踏まえ、決定する予定。

## 【現時点での道の基本的な考え方】

- 協議を行うにあたっての前提として、流行初期は2020年12月、流行初期期間経過後は2022年12月の新型コロナと同程度の性状を持つ新興感染症の特性と仮定する。
- その上で、医療措置協定の締結に向け、課題やニーズ等を把握するための事前調査を医療機関等に対して行い、新型コロナ対応の実績も参考に、地域の実情も十分に踏まえながら、協議を進め、各医療機関等の機能や役割に応じた内容で協定を締結したい。
- 具体的には、①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、④後方支援、⑤医療人材派遣、⑥个人防护具の備蓄について協議を進め、可能な範囲で道と医療機関とが合意した内容について締結する。
- なお、新興感染症の発生・まん延時には、新興感染症の特性が前提と大きく異なる場合には、必要に応じて、道と医療機関は協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う運用とする。
- 協定締結作業は、令和5(2023)年度から順次実施し、国から示されている令和6(2024)年9月末までに完了することを目指す。

# 協定締結に関する事前調査の実施について

項目	内容
調査目的	<p>医療機関等との協定締結に向け、これまでの感染症対応について調査を行い、<b>協定締結に係る課題・ニーズ等を把握</b>した上で、医療機関等との円滑な協議のための<b>基礎資料</b>とすることを目的として実施したい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■事前調査の趣旨・目的(国の「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」から抜粋)            ○(前略)医療措置協定の医療機関との円滑な協議・締結作業に資するよう、新型コロナの対応を念頭に、<b>都道府県は、令和5年度前半には、医療機関調査(事前調査)を行い、その結果に基づき、その後の対応を進めることとする。</b>本調査の結果については、基本は都道府県の中で、計画策定作業や協定締結作業を進めていただくために活用いただくことを念頭に置いている。</p> </div>
実施時期	令和5年8月
調査内容	<p>1 各医療機関における医療提供の可否や見込数など</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確保可能な病床数の見込み数</li> <li>・発熱外来として対応可能な患者の見込み数</li> <li>・自宅療養者等への医療の提供の可否</li> <li>・後方支援の対応可否</li> <li>・人材派遣の対応可否</li> <li>・個人防護具(PPE)の備蓄予定数</li> </ul> </div> <p>※見込数について、<b>流行初期期間は2020年12月、流行初期期間経過後は2022年12月</b>の新型コロナウイルスと<b>同程度の性状と仮定</b>し、回答は、<b>協定締結可能項目のみ</b>で可</p> <p>2 新型コロナ対応実績          ・「2020年12月」、「2022年12月」の最大確保・実施数又は実施の有無などについての参考調査</p> <p>3 今後の協定締結に当たっての課題          ・現時点における課題等についての調査</p>
調査後の対応	<p>調査結果を基礎資料とし、道と医療機関等が協定締結に向けた協議を進めてまいりたい。なお、医療機関等との協議が調った医療機関等については、順次協定を締結していきたい。</p>



# 道における現時点での医療措置協定運用の考え方

## 【措置の要請】

- ・ 道では、協定に基づく措置の要請にあたっては、ただちに協定事項を適用するのではなく、国や地方衛生研究所、対応実績のある感染症指定医療機関からの最新の知見等を**関係団体等に情報提供しながら、ご意見も伺いつつ、事前に協定締結医療機関と協議を行い**、急性期病棟だけでなく、地域ケア病棟や療養型病床など、感染症対応のため**転用する病床の種別や役割も充分考慮**しながら、道として医療機関ごとに要請する内容や程度について、**整理**する。
- ・ なお、その際には、地域の感染状況に応じて、**段階的に運用**することも併せて検討の上、協議を進める。

## 【事前の協議にあたり、最新の知見等を踏まえることについて】

地方衛生研究所や感染症指定医療機関などの**関係機関と連携し、知見の共有を図る**などして、医療機関に対して、協定に基づく医療提供の実施の**判断に役立つ情報を提供**することが考えられる。

## 【指針に基づく、最新の知見に係る主な担当機関】

国：国内外の最新知見等を随時、収集、更新及び周知（基本指針第9-1）

地方衛生研究所：国や保健所等から感染症に関する情報等の収集等（基本指針第4-3）

感染症指定医療機関：新興感染症の対応を通じた知見の収集等（基本指針第4-3）

## ★国の考え方（国の「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」より）

**新型コロナ対応**では、国から都道府県に対し、感染状況に応じ、**段階的に対応する考え方を示した**上で、当該段階ごとに必要な病床数等を確保する計画（病床確保計画）を立て、病床等の確保を行った。こうした対応も参考に、**新興感染症対応**においても、**感染状況に応じた段階的な対応を要請することを想定**している。